

【資料 1】

刈谷市スマートシティ推進協議会について



**KARIYA
SMART CITY**

令和4年10月4日

刈谷市企画政策課

➤ 設立目的（設置要綱第1条）

民間企業等との協働の下、ICT等の先端技術を活用して持続可能なまちづくりを目指すスマートシティの取組を推進すること

➤ 活動内容（設置要綱第2条）

協議会は、前条に規定する目的を達成するため、次に掲げる活動を行うものとする。

- （1）スマートシティに関連する情報の共有
- （2）会員間での連携に対する支援
- （3）まちづくりにおける課題解決策の検討
- （4）持続可能なまちづくりに資する実証事業の実施
- （5）協議会の活動のプロモーション
- （6）前各号に掲げるもののほか、前条に規定する目的を達成するために必要な活動

➤ 構成（設置要綱第3条、第4条）

会長：刈谷市長 事務局：刈谷市企画政策課

《会員一覧》

研究会からの継続	株式会社アイシン、株式会社ジェイテクト、株式会社デンソー、トヨタ車体株式会社、株式会社豊田自動織機、トヨタ紡織株式会社、東海旅客鉄道株式会社、名古屋鉄道株式会社、株式会社N T Tコミュニケーションズ、西日本電信電話株式会社、医療法人豊田会、愛知県、刈谷市
新規	中部電力パワーグリッド株式会社、東邦ガス株式会社、角文株式会社

➤ 入会要件（設置要綱第5条）

計16団体（令和4年10月4日時点）

入会申込書の提出

会員の過半数の同意

- ①要綱第1条に規定する目的に資する技術、知見、学識を有している者
- ②協議会の運営に支障をきたすおそれのない者

➤ 会議（設置要綱第6条）

- 会議は**非公開**

・協議会での活発な議論を促すため
・開発中の機密事項を扱う可能性があるため

➤ 資料・議事録（設置要綱第6条）

- 協議会で使用した資料及び会議の議事録は**原則公開**

※市のホームページで公開

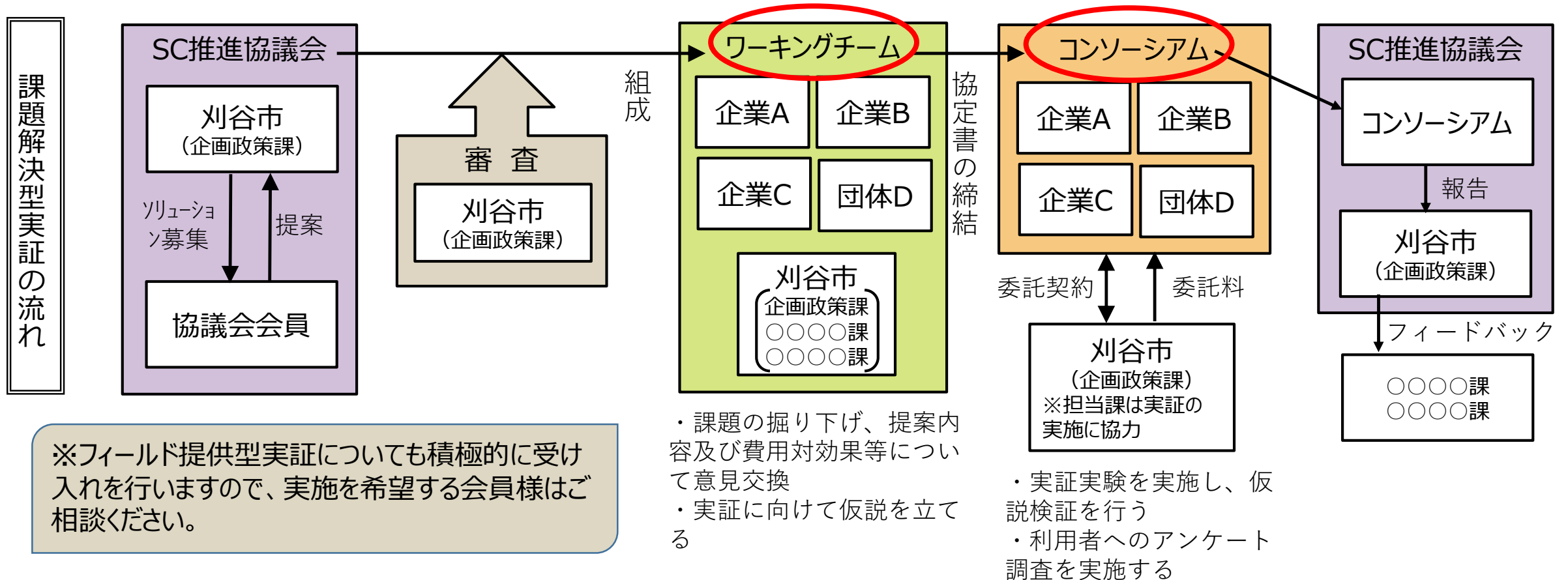
※公開前に会員に確認を求め、了承を得た上で公開

※議事録は、発言要旨を記載した議事概要とし、発言者個人が特定されないように配慮

・積極的な活動報告を通して対外的なPRを促進するため
・市民への情報提供と理解促進を図るため

➤ 専門部会（設置要綱第7条）

協議会は、**実証事業の内容を検討**し、又は**実証事業を実施**するため、必要に応じて**専門部会**を設けることができる。



➤秘密保持（設置要綱第9条）

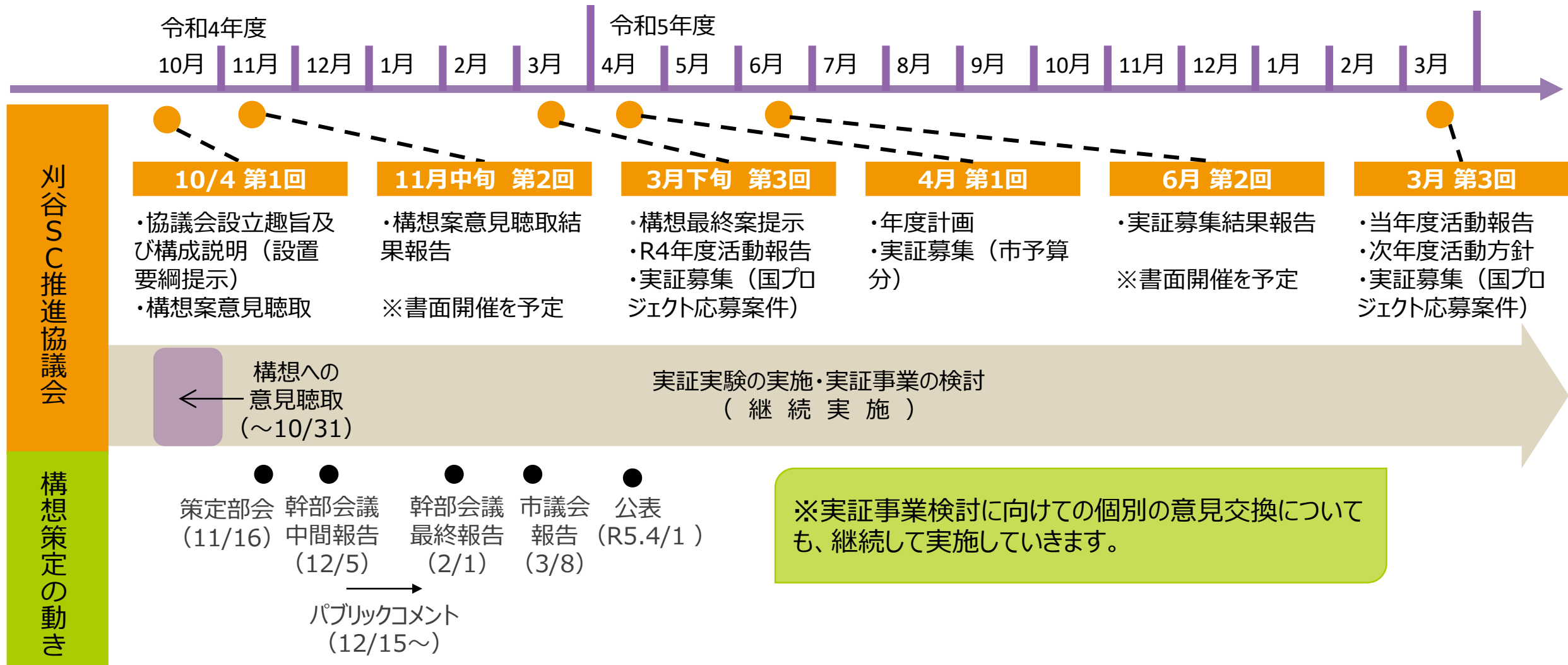
- 1 会員は、協議会において知り得た活動内容又は他の会員に関する情報を**第三者に開示又は漏えいをしてはならない**。会員が協議会を**退会した後も、同様**とする。
- 2 前項の規定にかかわらず、協議会の活動内容については協議会の、他の会員に関する情報については当該会員の**同意を得たときは、第三者に開示することができる**。

➤知的財産権等（設置要綱第10条）

協議会の活動に関連して、会員が**新たな知的財産権等に関する出願**等を行う場合は、**あらかじめ協議会に報告**の上、**別途協議**を行う。

今後のスケジュール

刈谷市スマートシティ推進協議会は、原則として、**年3回の開催**を予定している。





本市のスマートシティの取組を広くPRするため、ロゴマークを作成しました。

街中に技術・サービス・情報が広がっていくイメージを表現しています。その中心には刈谷のイニシャル「K」が浮かびます。また、4色はそれぞれ、モビリティ（ベージュ）、エネルギー管理（オレンジ）、医療・福祉・健康づくり（黄緑）、データ活用・魅力発信（紫）を表しています。

▶刈谷市スマートシティ構想に対するご意見をお伺いします。

- 提出方法：会議終了後、登録先のメールアドレスに様式をお送りしますので、ご意見等を記入した様式をメールにて返信してください。

※意見がない場合も、様式の「意見なし」に○印を入力して、返信をお願いいたします。

- 締 切：令和4年10月31日（月）